

## 著作権登録制度におけるプライバシーに関する情報の取扱いについて

- 著作権登録制度における、自然人の氏名・住所といったプライバシーに関する情報の取扱い(登録の要否・是非、公示の是非)について、どのように考えるべきか。
- 登録制度の目的と著作者・複製権等保有者のプライバシーの確保を両立させつつ、訴訟等の実務において不都合が生じないようにするための方策としてはどのような方法が考えられるか。

### 1. 前回の本 WT における議論

#### (1) 実際の氏名・住所での登録を求めることについて

- 著作権に関する紛争が生じた場合、権利行使や対抗関係の主になるのは出版権者であり、出版権登録があったとしても、出版権を有していることはこれを主張する者において主張・立証する責任を負うのであるから、出版権登録において著作者や複製権等保有者の氏名・住所の登録を不要としても実害は生じないのではないか。
- 著作者の氏名表示権が認められていることからしても、実名を公表されないようにする利益は守られるべきだが、登録自体を仮名や代理人の住所で可能とした場合、虚偽申請での悪用や、個人の特定として十分かという観点での懸念があるのではないか。登録は実名・本人住所で行いつつ、閲覧・交付のハードルを運用上かなり高くすることや、あるいは誰も見られないようにするということもあり得るのではないか。

#### (2) 実際の氏名・住所を記載した書面の交付・閲覧を受けられる者の範囲について

- 実際の氏名や住所を記載した書面の交付・閲覧を受けられる者が利害関係を有する者に限定されるとしても、第三者に対して著作者や複製権等保有者の氏名又は住所が開示される可能性が残るとすれば、出版権登録が積極的に行われることは見込めない。
- 著作物の利用許諾を得ようとする場合は利害関係ありと判断されたとすれば、結局あまり制限を課した意味がなくなってしまうおそれがあり、利害関係を要件とする意味は乏しいのではないか。

#### (3) その他

- 他の法制度における対応例として、不動産登記制度における同種の措置に関する議論も参考となるのではないか。
- 何を登録事項とすべきか、という点と、閲覧・交付の際に登録事項記載書類等に何を記載すべきか、という点とは別の論点であり、区別して検討すべきではないか。

### 2. 著作権登録制度の今後の方向性について

#### (1) 他の法制度における対応例

不動産登記制度においては、大要、以下のような「登記事項証明書等における代替措置」に関する制度が設けられている<sup>1</sup>。

## ア 措置の概要

不動産の登記記録に記録されている者(自然人であるものに限る。)の住所(措置対象住所)が明らかにされることにより、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがある場合等に該当するときには、その者からの申出により、登記事項証明書等(登記事項証明書又は登記事項要約書)にその者の住所に代わって「公示用住所」を記載する措置<sup>2</sup>。

## イ 公示用住所及び公示用住所提供者

公示用住所は、申出人(登記記録に記録されている者)と連絡を取ることのできる者(公示用住所提供者)<sup>3</sup>の住所又は営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地である必要がある。

## ウ 登記事項証明書等における代替措置の内容

代替措置申出がされた場合には、登記官は、登記事項証明書等の作成に当たり、申出に係る措置対象住所に代えて公示用住所を記載する措置を講じる。

## エ 代替措置が講じられていない登記事項証明書の交付の請求

代替措置申出をした申出人又はその相続人は、代替措置申出がされた措置対象住所について代替措置が講じられていない登記事項証明書の交付の請求をすることができる。この請求に基づいて交付された登記事項証明書には、公示用住所ではなく、措置対象住所が記載される。

## (2) 論点

- ① 上記「登記事項証明書等における代替措置」を参考に、著作権登録制度においても、以下のような措置を講じることとしてはどうか。

## ア 措置の概要

現状と同様に、登録は実名(本名)及び実際の住所により行うこととしつつ、著作権登録原簿に記録されている者(自然人であるものに限る。以下同じ。)の氏名又は住所が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある場合

<sup>1</sup> 法務省「登記事項証明書等における代替措置について(不動産登記関係)」 [https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00596.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00596.html)、法務省民事局「令和3年民法・不動産登記法改正、相続土地国庫帰属法のポイント」(令和7年1月版)20頁 <https://www.moj.go.jp/content/001401146.pdf>

<sup>2</sup> 登記事項証明書等における代替措置の制度化に向けた法制審議会における検討においては、現住所を非公開とする方法として、①住民票上の過去の住所を登記事項として記録する方法、②住所は非公開である旨の表示する方法、③最小行政区画(市町村)までの表示にとどめる方法が提案されたが、①の方法では旧住所が実家である場合には実家が明らかとなるおそれがある、②の方法では(DV被害等の)被害者である旨が明らかとなる、③の方法では最小行政区画から現住所を調査されるおそれがあるなどの指摘があり、いずれの方法についても難点があるとの指摘がされ、これら以外の方法として、④住所に代わる連絡先を登記事項証明書上に記載する方法が考えられる、とされていた。(法制審議会民法・不動産登記法部会第7回会議(令和元年9月24日開催)部会資料12「不動産登記制度の見直し(3)」8頁参照)

<sup>3</sup> 上記の法制審議会における検討においては、代替措置が取られている場合の本人への通知等について、住所に代えて登記名義人等と連絡をとることが可能な連絡先が登記事項証明書に記載されていれば、当該連絡先に通知をすれば登記名義人等に到達するものと考えられる、とされていた。(前掲脚注2・9頁参照)

等に該当するときには、その者からの申出により、登録事項記載書類等において、その者の氏名及び住所に代わって「公示用氏名」及び「公示用住所」を記載する措置(登録受付簿の閲覧に際しては、その者の氏名及び住所の記載に代えて、公示用氏名及び公示用住所の表示を閲覧させる措置)(登録事項記載書類等における代替措置)を講じる。

(例)著作者(複製権等保有者)が日常的にペンネームを使用しており、その実名や実際の住所を広く公表していない場合

## イ 公示用氏名

公示用氏名は、「著作物の最初の公表の際に表示された著作者名」等の、著作権登録原簿に記録されている者の仮名であって、代替措置申出に際してその者が申し出たものとする。

(例)著作者(複製権等保有者)が現に使用している(又は過去に使用していた)ペンネーム

## ウ 公示用住所及び公示用住所提供者

公示用住所は、申出人(著作権登録原簿に記録されている者)と連絡を取ることのできる者(公示用住所提供者)の住所又は営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地とする。

(例)著作者(複製権等保有者)の著作物に係る出版物を出版している出版社の所在地(「〇〇気付」、「〇〇方」とする表示等を含む)

## エ 登録事項記載書類等における代替措置の内容

代替措置申出がされた場合には、文化庁長官は、登録事項記載書類等の作成に当たり、申出に係る著作権登録原簿に記録されている者の氏名及び住所に代えて公示用氏名及び公示用住所を記載する措置を講じる。

## オ 代替措置が講じられていない登録事項記載書類の交付の請求等

代替措置申出をした申出人(著作権登録原簿に記録されている者)又はその相続人は、代替措置申出がされた著作権登録原簿に記録されている者の氏名及び住所について、代替措置が講じられていない登録事項記載書類の交付の請求をすることができる。この請求に基づいて交付された登録事項記載書類には、公示用氏名及び公示用住所ではなく、著作権登録原簿に記録されている者の氏名及び住所が記載される。単に利害関係を有する者にとどまる者が、代替措置が講じられていない登録事項記載書類の交付を請求することは認めない。

- ② 上記のような「登録事項記載書類等における代替措置」の対象に、著作権登録制度のみならず、著作権法上の他の登録制度をも含めることとする場合、特に検討すべき点はあるか。